

平成28年(㉮)第23号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外11名

債務者 四国電力株式会社

## 準備書面(1)・補充書2

(司法判断のあり方一判断枠組み・立証責任論)

2016年 12月 26日

松山地方裁判所 御中

債権者ら代理人

弁護士 薦田伸夫	弁護士 河合弘之
弁護士 東俊一	弁護士 海渡雄一
弁護士 高田義之	弁護士 青木秀樹
弁護士 今川正章	弁護士 内山成樹
弁護士 中川創太	弁護士 只野靖
弁護士 中尾英二	弁護士 甫守一樹
弁護士 谷脇和仁	弁護士 中野宏典
弁護士 山口剛史	弁護士 井戸謙一
弁護士 定者吉人	弁護士 市川守弘
弁護士 足立修一	弁護士 望月健司
弁護士 端野真	弁護士 鹿島啓一
弁護士 橋本貴司	弁護士 能勢顯男
弁護士 山本尚吾	弁護士 胡田敢
弁護士 高丸雄介	弁護士 前川哲明
弁護士 南拓人	弁護士 竹森雅泰
弁護士 東翔	弁護士 松岡幸輝

## 目次

第1 判断枠組み，立証責任論についての当事者の主張 .....	3
1 債務者の主張 .....	3
(1) 立証命題 .....	3
(2) 立証責任 .....	3
(3) 原子力規制委員会の判断の位置づけ .....	3
2 債権者らの主張 .....	3
第2 立証命題・原子力規制委員会の判断の位置づけ .....	4
1 債務者の主張の問題点 .....	4
2 福島原発事故前 .....	4
3 福島原発事故後 .....	5
4 客観的判断基準 .....	5
5 ドイツの裁判例 .....	5
(1) カルカー決定 .....	5
(2) ヴィール判決 .....	6
6 ドイツの裁判例の考え方の適用 .....	6
7 社会が受容する原発の安全性 .....	7
8 社会的受容性に関する判断 .....	8
第3 立証責任 .....	9
1 伊方最判 .....	9
2 高裁宮崎支部決定(甲A233) .....	9
(1) 決定要旨 .....	9
(2) 立証責任の転換 .....	10
3 大津地裁決定(甲B3)，大津地裁異議審決定(甲A458) .....	11
4 小括 .....	11

## 第1 判断枠組み、立証責任論についての当事者の主張

### 1 債務者の主張

債務者は、原発運転差止訴訟における判断枠組み・立証責任論について、答弁書3頁以下及び平成28年6月30日付債務者準備書面(1)において主張している。これを整理すると、次のとおりである。

#### (1) 立証命題

##### ア 具体的危険

原発の運転を差し止める被保全権利が認められるためには、債権者らの人格権侵害の具体的危険が存在することが必要である。

##### イ 具体的危険の有無の判断

具体的危険の有無の判断においては、絶対的な安全性(ゼロリスク)が要求されると解すべきではなく、内在する危険を適切に管理できるかどうか、具体的危険の有無という形で判断される。

#### (2) 立証責任

一般原則通り、債権者が立証責任を負う。仮にそうでないとしても、本件発電所の安全性が確保されていることについて、債務者が相当の根拠、資料をもって主張及び疎明を尽くしたのであれば、本来の立証責任を負担している債権者らにおいて、本件発電所の安全性に欠けるところがあり、債権者らの人格権が現に侵害されているか、又は侵害される具体的危険があることについて、主張・疎明を行わなければならない。

#### (3) 原子力規制委員会の判断の位置づけ

原子炉設置者は、原子力規制委員会から所要の許認可を受けるなどして現在の安全規制の下でその設置及び運転等がされていることを主張立証(疎明)すれば足りるというべきである。

### 2 債権者らの主張

債権者らは、判断枠組み論、立証責任論を、仮処分申立書14頁以下、20

16年5月31日付債権者ら準備書面(1), 2016年7月19日付債権者ら準備書面(1)再反論, 2016年8月31日付債権者ら準備書面(1)補充書1及び補充書2で述べてきたところであるが, 債務者の上記主張整理に対応して, 重複を避ける形で, 以下, 債権者らの主張を整理・補充する。

## 第2 立証命題・原子力規制委員会の判断の位置づけ

### 1 債務者の主張の問題点

債権者らは, 債務者の主張(1)アについては異議がない。同(1)イについても, 「絶対的安全性」を要求できないと考えている点において異議がない。

しかし, このア, イを踏まえた債務者の考え方は, 原発に「絶対的安全性」を求めることはできないから, 備えるべき安全性は「相対的安全性」(債務者の表現では「内在する危険を適切に管理できるかどうか」)で足り, 「相対的安全性」として求められる安全性は, 「社会がどの程度の危険までを容認するか」(以下「社会通念」という。)によって定まるところ, 「社会通念の所在」についての判断は, 原子力規制委員会の専門技術的裁量に任されているというものである。結局, 債務者の理論にしたがえば, 原子力規制委員会の判断は, 社会通念を踏まえた判断であるから, 原子力規制委員会が安全性を備えていると判断するのであれば, 司法は, それを尊重すべきである, というのに帰する。

これは, 事業者にも極めて都合のよい解釈であり, 明白に誤りである。

以下, 詳説する。

### 2 福島原発事故前

福島原発事故前, 日本の原発については, (「日本の原発は過酷事故を起こさない」と, まるで絶対的安全性を備えているかのような説明までされることがあったが), 少なくとも, 「内在する危険を適切に管理できる」という意味合いでの「相対的安全性」を備えているものとされていた。原発の設置許可権限を有していた経産大臣も, 経産大臣に意見を具申する原子力安全委員会

も、(おそらく、経産大臣や原子力安全委員会が認識していた当時の社会通念を踏まえた)相対的安全性を備えていると判断していたのである。

### 3 福島原発事故後

福島原発事故を経験し、原発事故のリスクの巨大さ、深刻さ、広範性、不可逆性、永続性を目の当たりにして、原発が「備えるべき安全性」についての社会通念は変化したのではないか。原発の稼働に賛成する人たちでも、福島原発事故級の事故が再び起こっても構わないとは言わない。原発の稼働に反対する人たちは当然のこと、賛成する人たちにおいても、福島原発事故級の事故を起こさないだけの十分な安全対策がとられていることが、運転を容認する当然の条件なのである。原発が備えるべき安全性は「相対的安全性」だとしても、求められる安全のレベルは、福島原発事故後は、その前と比較して格段に厳しくなった筈である。

### 4 客観的判断基準

訴訟において、原発が備えるべき安全性は「相対的安全性」であり、その安全性のレベルは「社会通念」で決まるとされ、裁判所にそれに基づく判断を求めても、これでは、裁判所に白紙委任しているに等しい。厳しいレベルの相対的安全性を備えているか否かを可能な限り客観的に判断できる基準が提示される必要がある。

### 5 ドイツの裁判例

その点で参考になるのが、ドイツの裁判例である。ドイツ連邦憲法裁判所の1978年8月8日カルカー決定と、ドイツ連邦行政裁判所の1985年12月19日のヴィール判決を紹介する(日弁連第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会記帳報告書「北の大地から考える、放射能汚染のない未来へ」甲B5・31～34頁)。

#### (1) カルカー決定

カルカー決定は、科学技術における不確実性に関し、司法がどう取り扱う

かについての判断の枠組みを示したものである。この判決は、高速増殖炉の許可要件として、「当該施設の建設・稼働から生ずべき損害に対し、科学及び技術の水準に照らして必要な対策をとったこと」とだけ定めて具体的な内容を行政に委任した点は違憲ではないが、行政は、判断に当たって、「全ての学問的、技術的に代替可能な見解を参照し、恣意性なく振る舞わなければならない」と述べ、司法は、行政の判断をこのような視点で審査する旨を述べた。

## (2) ヴィール判決

ヴィール判決は、原発の許可処分に対し、周辺住民が争った事件に対する判決であるが、科学的証拠調べの在り方に関し、司法が実体審査を行うことを抑制し、判断過程を統制したものと評価されている。同判決は、「損害発生の蓋然性を考察する際には、技術的な経験だけに頼るのではなく、不確実性や知識の欠如にもかかわらずリスクを十分に排除するため、単なる観念的な考察や計算に基づく保護措置をも考察対象としなければならない。」と述べ、司法は、基準値設定についての実体的判断代置はできないものの、行政は、ベストを尽くした危険除去をしなければならず、司法の判断は、「行政の判断が、恣意なきリスク調査に基づいてなされたか否か」に及ぶとされ、「恣意なきリスク評価に基づく最善の危険除去がなされているか」を判断するについての考慮要素として、「幅広い調査の義務を果たしているか、すなわち、支配的な科学学説だけでなく、少数説や尊重に値する知見を考慮しているか」をあげたのである。

## 6 ドイツの裁判例の考え方の適用

このようなドイツの裁判例の考え方に従えば、原子力規制委員会が「少数説や尊重に値する知見」を考慮しなかった場合には、その判断は違法になる。基準地震動の策定方法に関する島崎名誉教授、瀨瀨教授、藤原部門長のご意見（別途、準備書面に記載）は、「少数説」どころか、もっと有力な見解であ

り、少なくとも「尊重に値する知見」であることは争いようがないから、これを考慮しない原子力規制委員会の判断は、違法としか言いようがないと思われる。また、債務者が、「たくさんパラメーターマジック」というべき個々のパラメーターの過小評価の積み重ねによってたくさんの不確実性を考慮せず(岡村教授のプレゼン甲B325・30頁以下)、不確かさの重畳を考慮せず(岡村教授の意見書甲B72・8～9頁、甲B158・7～8頁、11頁、プレゼン甲B325・33頁)、中央構造線との距離を一番遠い8kmとしてそれよりも近い距離に断層がある場合の検討を怠り(岡村教授のプレゼン甲B325・35頁以下)、断層傾斜角について審査会合では「高角が示唆される」としながら裁判では鉛直と主張して南傾斜60～90度未満を基本的に考慮せず(岡村教授の意見書甲B72・7～8頁、甲B158・3～7頁、プレゼン甲B325・45頁以下。野津意見書甲B363・4～5頁)、ジョグがアスペリティにならないなどと理由のない理由を付けてアスペリティを原発敷地前に置かないばかりか5.4km程度の断層でアスペリティを2つに分ける等しており(岡村教授のプレゼン甲B325・65頁以下)、断層の長さが50～60km以上になるとすべり量が飽和してしまうという仮定の上に仮定を重ねた檀の式を採用し(岡村教授のプレゼン甲B76頁以下。野津意見書甲A480・31～32頁)、耐専スペクトルを6.9km北傾斜30度ケースだけで用い加速度がより厳しくなる鉛直ケースや南傾斜ケースでは用いず(長沢名誉教授のプレゼン甲B308、甲B326)といった点について複数の専門家から問題が指摘されているが、このような専門家の当然の指摘を全く考慮していない事実は、債務者が伊方3号炉に内在する危険を適切に管理しておらず、伊方3号炉が備えるべき安全性を備えていないことの極めて重要な判断材料である。裁判所が厳正な判断をなすべき状況にあることは歴然としている。

#### 7 社会が受容する原発の安全性

求められる相対的安全性のレベルが、福島原発事故前と比べて遥かに高くな

ったことは疑いようがない。福島原発事故を立法事実として、福島原発事故のような深刻な事故が二度と起こらないように、我が国の原子力法制が改められたことは、2016年5月31日付債権者ら準備書面(1)14頁以下、2016年5月31日付債権者ら準備書面(13)15頁以下に詳述したとおりである。愛媛県広域避難計画では避難出来ず、伊方原発が最も避難が困難な原発であることは2016年8月8日付債権者ら準備書面(3)補充書において詳論した。また、本件仮処分申立を無視して8月12日に再稼働した伊方3号炉の再稼働について、全国紙がこぞって重大な懸念を示し世論が反対していることは2016年8月31日付債権者ら準備書面(16)において述べたとおりである。原発の必要性・公益性が認められず、原発について既にパラダイムが転換したことについては、2016年7月25日付債権者ら「答弁書に対する反論」7～10頁において明らかにしたとおりである。社会が受容する原発が備えるべき安全性は、これら諸般の事情を踏まえて裁判所が判断するしかないが、原子力規制委員会の判断が社会が受容する安全性であるなど、短絡する合理性は全くない。原子力規制委員会は、科学的専門性を有しているとしても、各委員の専門分野は限られており、原発の安全判断に必要な専門分野を網羅しているわけではない上、地震動の専門家が存在せず、その人選自体に問題があり、新規制基準の制定過程ならびにその内容に重大な問題があることは、2016年5月31日付債権者ら準備書面(13)、2016年8月31日付債権者ら準備書面(13)補充書1において詳述したとおりである。債務者が主張するように、原子力規制委員会から所要の許認可を受けたら安全だとするのでは、福島原発事故以前の時代にタイムスリップして、福島原発事故同様の事故を再発させてしまうことになる。

#### 8 社会的受容性に関する判断

原発の社会的受容性に関する適切な判断は、科学技術的知識だけではできない。これは優れて、哲学的、社会学的、歴史学的、倫理的判断なのである。



ドイツがした脱原発の決定に大きな影響を与えた「ドイツ脱原発倫理委員会」には、原子力の専門家はおらず、同委員会は、宗教や哲学、経済、社会学者、化学メーカーなどさまざまな分野の人で構成されていたことが想起されるべきである。

### 第3 立証責任

#### 1 伊方最判

立証責任論について、債権者らは、伊方最高裁判決の趣旨からは、立証責任は事実上転換されたと考えられる（したがって、原発設置許可処分取消訴訟においては、被告行政庁の判断に不合理な点がないことについて被告行政庁が立証を尽くせるか否かによって決着がつく。この場合、原告住民側の立証活動は「本証」ではなく、「反証」になる。）のに、その趣旨が曲解され、その後の民事差止め訴訟では、事実上、原告住民側に立証責任を負わされてきた。その結果、原告住民側の敗訴判決が続き、福島原発事故に至ることとなった。

#### 2 高裁宮崎支部決定(甲A233)

この点について、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日付決定（川内原発運転禁止仮処分即時抗告審決定）が、上記1と同様の考え方を示したことを指摘しておきたい。同決定は、誠に不当な決定であり、2016年5月31日付債権者ら準備書面(11)13頁以下及び2016年8月31日付債権者ら準備書面(1)補充書1・5頁以下で批判したところであるが、立証責任についての判断(と火山ガイドを不合理とした点)だけは評価に値する。

##### (1) 決定要旨

同決定は、要旨、次のように述べている(65頁～69頁)。

- ① 人格権に基づく妨害予防請求として発電用原子炉施設の運転等の差止めを求める訴訟においては、原告が・・・その生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在することについての主張立証責任を負う。

- ② もっとも、(各種の事情に鑑み)、被告事業者の側において、まず当該発電用原子炉施設の運転等によって・・・原告ら当該施設の周辺に居住する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要があり、被告事業者がこの主張、立証を尽くさない場合には、上記の具体的危険が存在することが事実上推定される。
- ③ 被告事業者は、当該具体的審査基準に不合理な点のないこと及び当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証すれば足りる。
- ④ これに対し、原告は、被告事業者の主張、立証を妨げる主張、立証(いわゆる反証)を行うことができ、被告事業者が上記の点について自ら必要な主張、立証を行わず、又は、原告の上記の主張、立証(いわゆる反証)の結果として被告の主張、立証が尽くされない場合は、原子力規制委員会において用いられる具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があることないしその調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があることが事実上推定されるものというべき。
- ⑤ 上記の場合、被告は、それにもかかわらず、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被ばくにより当該原告の生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことを主張、立証しなければならない。

## (2) 立証責任の転換

このように、高裁宮崎支部は、原発の運転差止訴訟において、原告住民の人格権侵害について、その立証責任は本来原告にあることを前提としなが

ら、諸般の事情から、被告側に転換され、原告の立証活動は「反証」と位置付けられる旨を明言した。これは、これは、伊方原発最高裁判決の趣旨を正しく理解したものである。

3 大津地裁決定(甲B3)、大津地裁異議審決定(甲A458)

平成28年3月9日大津地裁決定は、主張立証(疎明)責任の分配及び事実上の立証(疎明)の負担について、次のように判示している。

「原子力発電所の付近住民がその人格権に基づいて電力会社に対し原子力発電所の運転差止めを求める仮処分においても、その危険性すなわち人格権が侵害されるおそれが高いことについては、最終的な主張立証責任は債権者らが負うと考えられるが、原子炉施設の安全性に関する資料の多くを電力会社側が保持していることや、電力会社が、一般に、関係法規に従って行政機関の規制に基づき原子力発電所を運転していることに照らせば、上記の理解(※引用者注…伊方最高裁判決の理解)はおおむね当てはまる。そこで、本件においても、債務者において、依拠した根拠、資料等を明らかにすべきであり、その主張及び疎明が尽くされない場合には、電力会社の判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」(42頁)

これは、債権者らが主張する立証責任の事実上の転換のアプローチを採用したものである。

そして、平成28年7月12日大津地裁異議審決定も、上記判断を踏襲した。

4 小括

このように、伊方最判の趣旨からは立証責任が転換されるべきであるし、福島原発事故後の裁判では、現実に立証責任の転換を認める判断がなされている。

以上